

報道関係者各位

令和5年2月22日（水）

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 赤尾 裕一郎

室長補佐

板垣 佳子

電話（083）995-0390

令和4年度第2回山口地方労働審議会を開催します

—令和5年度山口労働局労働行政運営方針等について—

山口労働局（局長 なだ ゆたか 名田 裕）では、本年3月7日（火）に防長苑（山口市熊野町4-29）において、令和4年度第2回山口地方労働審議会を開催します。

記

1 日 時 令和5年3月7日（火） 15:00～17:00 まで

2 会 場 防長苑（山口市熊野町4-29）

3 議 題

（1）令和5年度山口労働局行政運営方針について

（2）その他

4 その他

審議会は公開としております。

取材を希望される場合は、会場準備の都合上、あらかじめ3月1日（水）16時までに山口労働局雇用環境・均等室あてメールでご連絡をお願いします。

※別紙参照

（参考資料）

1 「地方労働審議会」について

2 山口地方労働審議会委員名簿

※メールの件名は、「取材申込（3/7）山口地方労働審議会」としてください。
※こちらの様式をメールでお送りいただくか、①報道機関名称、②職名及び氏名、③電話番号、④メールアドレス）をメール本文に記載の上お送りください。

令和 年 月 日

山口労働局雇用環境・均等室 あて
(mail : 35roudou@mhlw.go.jp)

令和5年3月1日（水）16：00必着

令和4年度第2回山口地方労働審議会の取材希望について

報道機関名称			
(職名) 氏名	()	()	()
電話番号			
メールアドレス			

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、必ずマスクを着用してお越しください。
また、開催当日、咳や熱（37.5度以上）などの風邪の症状がある場合は、取材を御遠慮いただきますようお願いいたします。

参考 1

「地方労働審議会」について

地方労働審議会は、国家行政組織法第八条、厚生労働省組織令第一百五十六条の二に基づき各都道府県労働局に設置されているものです。

地方労働審議会では、労働基準監督署やハローワークなど労働局が行っている業務について、労働局長に対して意見を述べる事ができるとされています。

山口地方労働審議会は、年2回定期的に開催されており、今回は、山口労働局の新年度の行政重点施策の運営方針等について意見を求め、審議することとしております。

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）（抄）

（地方労働審議会）

第一百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べる事ができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めるところによる。

山口地方労働審議会委員名簿（第11期）

公益代表委員

任期 令和5年9月30日まで

氏名	現職	備考
井川 志郎	国立大学法人山口大学 経済学部准教授	
上田 真寿美	国立大学法人山口大学 国際総合科学部教授	
志賀 淳二	日本放送協会山口放送局長	
丹 佳子	公立大学法人山口県立大学 看護栄養学部教授	会長代理
徳田 恵子	弁護士	
鍋山 祥子	国立大学法人山口大学 ダイバーシティ推進担当副学長	会長 (経済学部教授)

労働者代表委員

氏名	現職	備考
石川 朋美	日本労働組合総連合会山口県連合会 女性委員会 副委員長	
海井 由紀美	日本労働組合総連合会山口県連合会 女性委員会 委員長	
倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会 副事務局長	
富田 裕一	トクヤマ労働組合 執行委員長	
中元 直樹	日本労働組合総連合会山口県連合会 事務局長	
長山 文子	UAゼンセン山口県支部 支部長	

使用者代表委員

氏名	現職	備考
阿野 徹生	山口県経営者協会 専務理事	
石貝 剛	帝人株式会社岩国事業所 事務室長	
奥田 宏	山口県商工会連合会 専務理事	
坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会 専務理事	
田原文 栄	株式会社豆子郎 代表取締役社長	
橋本 福美	株式会社中特ホールディングス 代表取締役	